

社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 臨時職員募集要項

平成26年4月採用予定

1 採用職種・採用予定人員・応募資格等

職 種	採用予定人員	資格要件	主な職務内容
臨床心理士	若干名	平成26年12月までに公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を取得見込みの人、または既に臨床心理士の資格を有している人。	診療所または福祉施設等において発達障がい児や虐待児等への心理面接業務や相談業務などに従事します。
言語聴覚士	若干名	平成26年3月までに行われる国家試験により言語聴覚士の免許を取得見込みの人、または既に言語聴覚士の免許を有している人。	診療所において心身に障がいのある児童に対する個別・集団療育や福祉施設において障がい児（者）への摂食指導等に従事します。
看護 師	若干名	看護師の免許を既に看護師の免許を有している人。	診療所での外来看護業務または福祉施設において障がい者（児）への健康管理・医療的ケア業務などに従事します。
保 健 師	若干名	平成26年3月までに行われる国家試験により保健師の免許を取得見込みの人、または既に保健師の免許を有している人。	相談支援部門において心身に障がいのある（疑いのある）児童または成人に対する各種相談などの業務に従事します。
保 育 士	若干名	平成26年3月までに保育士の資格を取得見込みの人、または既に保育士の資格を有している人。	児童発達支援センターにおいて、心身の発達に遅れを持つ就学前の児童に対する発達支援、単独通園の保育活動、母子療育指導に関する業務に従事します。
支 援 員 (相談支援)	若干名	平成26年3月までに国家試験により社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を取得見込みの人、または既に社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有している人。	相談支援部門において心身に障がいのある（疑いのある）児童または成人に対する各種相談などの業務に従事します。
支 援 員 (直接処遇)	若干名	平成26年3月までに国家試験により社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を取得見込みの人、または既に社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の資格を有している人。	福祉センター部門において、心身に障がいのある児童または成人に対する児童発達支援、生活介護、就労継続支援に関する業務などに従事します。

次のいずれかに該当する人は応募することができません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

2 就業場所

浜松市浜北区高藪 775 番地の 1 浜松市中区鴨江二丁目 11 番 1 号 浜松市中区鍛冶町 100-1 ザザシティ中央館 2 階 のいずれか（採用時に決定します。）	浜松市発達医療総合福祉センター 子どものこころの診療所 浜松市発達相談支援センター ルピロ
---	---

3 雇用期間

(1) 雇用期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで（最長 3 年を限度に更新の可能性あり）
※なお、3 年後に準職員への登用の可能性があります。

（場合によっては、正規職員への登用の可能性もあります。）

なお、資格要件に定める免許資格の取得を確認できない人や、資格要件を満たさない場合、応募書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用を取り消すこととなります。また、資格要件に定める免許資格を取得見込みの人は、免許資格の試験合格後に採用となります。（臨床心理士を除く。）

(2) 就業時間

原則として、月曜日から金曜日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（休憩時間 60 分）
短時間勤務を希望する人は、相談に応じます。

休 日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、
年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

休 暇

年次有給休暇（採用 6 ヶ月経過後 8 割の出勤率で法定どおり付与します）
その他特別休暇等があります。

4 賃金等

(1) 賃金等は当事業団の臨時職員就業規程に基づき支給します。

（いずれも平成 25 年 4 月採用者の賃金額）

職 種	日 額
臨 床 心 理 士	11,450 円

※ 日額には、通勤手当相当額を含みます。このほか、時間外勤務手当や特別手当が支給されます。
なお、社会情勢の状況により変動があります。

職 種	時 間 額
看 護 師	1,150 円
保 健 師	1,200 円
保 育 士	1,100 円
支援員（相談）	1,100 円
支援員（処遇）	1,100 円

※ このほか、通勤手当、時間外勤務手当や特別手当が支給されます。なお、社会情勢の状況により変動があります。

賃金の計算期間 当月 11 日から翌日 10 日まで

賃金支払日 翌月 20 日

(2) 社会保険の加入（勤務時間に応じて法定どおり加入します）

健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険（1 週間の所定勤務時間が 30 時間以上の場合）

(3) その他 被服貸与等の福利厚生制度があります。

5 応募手続

提出書類	(1) 履歴書（J I S規格 写真を貼付したもの）及び職務経歴書（形式自由） (2) 臨床心理士、言語聴覚士に応募する場合は、免許・資格取得養成校（大学院、大学等）での成績証明書 (3) 応募職種に定める免許資格を有する人はその免許資格の写し、 その他の医療・社会福祉・教育等に関連する免許・資格を有する人はその写し (4) 角形2号の返信用封筒（宛先の郵便番号・住所・氏名を記入し120円切手を貼ってください。）
提出先	郵送又は持参にて下記のところへ提出してください。 <u>郵送の際は「簡易書留郵便」の利用をお奨めします。</u> 〒434-0023 浜松市浜北区高菌775番地の1 社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 事務局
受付期間	平成25年11月1日（金）から （ただし、土曜日、日曜日及び祝日、12月29日から1月3日までを除きます。） 受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。 提出書類を封筒に入れ、封筒の表に「 臨時職員〇〇〇（希望職種）応募 」と朱書きして送付してください。
受験票	応募者には、受付後に上記提出書類(4)の返信用封筒で <u>受験票※</u> を発送します。 受付順に平成25年12月13日（金）以降随時の発送となります。 ※試験案内を兼ねた文書を発送します。

6 選考の方法

日時	平成26年1月上旬以降 ※詳細は試験案内でお知らせします。
会場	浜松市発達医療総合福祉センター（予定）※詳細は試験案内でお知らせします。
試験内容	面接試験 （臨床心理士及び言語聴覚士は別途筆記試験をする場合があります。 詳細は試験案内でお知らせします。）
持ち物	受験票
結果通知	平成26年1月下旬以降の予定です。合否にかかわらず、本人あて直接通知します。 合格者には、医療機関にて、健康診断を受診し、健康診断書を提出していただきます。 （費用は自己負担となります。）